



再資源化事業等高度化法の 政省令・告示の策定に向けた検討事項



基本的な方針の策定（基本方針）



- ◆ 環境大臣は、**資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化**に関する施策を**総合的かつ計画的に推進**するための**基本的な方針**を定めるものとする。
- ◆ 基本方針は、**地球温暖化対策計画**及び**循環型社会形成推進基本計画**と**整合性**のとれたものでなければならない。
(第3条関係)

<基本方針（告示）の考え方>

令和6年2月に本委員会できりまとめたいただいた意見具申「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」を踏まえつつ、以下を示してはどうか。

<記載内容の骨子案>

- 一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向
適正処理を前提とした国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組による資源循環の高度化の実現
カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、産業競争力強化、経済安全保障、地域活性化への貢献
- 二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項
事業者間連携、再資源化率の向上、再資源化工程の脱炭素化それぞれの各関係者の取組の明示
- 三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等（循環計画と整合）
2030年度の循環利用率（入口・出口）、廃棄物品目別（廃プラ、金属類等）再資源化量、
循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定
- 四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項
資源循環業の人材確保・育成、資源循環のみならず最終処分を含めた適正処理体制の確保、
災害廃棄物の資源循環の推進、国際的な資源循環ルールの促進

廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）



- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。（第8条関係）
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。（第9条関係）
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、**年間の処分量が政令で定める要件**に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。（第10条関係）
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないもの**とする。（第38条関係）

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込んではいかがでしょうか。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術を有する設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良**や**運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況の公表**すること

<特定産業廃棄物処分業者の要件（政令）の考え方>

- ・再資源化の実施の促進のためには、国内の産業廃棄物の処分量を**広く設定することが望ましい**。一方で、産業廃棄物処分業者は、従業員数10人未満の比較的規模の小さい企業が6割強を占めているため、勧告・命令及び報告義務の対象となることによる**産業廃棄物処分業者の負担も考慮する必要**。
- ・そこで、比較的規模の小さい企業を除く3割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、**年間の産業廃棄物処分量が10,000トン以上の者が全体の約27%で、処分量全体の約93%を占めている**ため、これを要件としてはどうか。
- ・ただし、**廃プラスチック類**については、再資源化の実施の需要があるにも関わらず、容積に比して重量が軽い**ため上記要件では対象とならない者が多数出てくることを踏まえ、別に要件を定めることとしてはどうか**。
- ・具体的には、上記要件と同様の考え方に基づき試算すると、**年間の廃プラスチック類の処分量が1,500トン以上の者が全体の約25%で、処分量全体の約89%を占めている**ため、これを要件としてはどうか。

<政令で定める要件案>

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

※いずれも埋立処分・海洋投入処分した量はカウントに含めない

再資源化事業によって得られた再生部品等が焼却されることなく、製品等の部品や原材料等に利用されることを前提として、

＜全体的な論点＞

- ・事業計画の目標年度

＜廃棄物処理施設の新設等時に関する論点＞

- ・生活環境の保全に係る認定基準の考え方（廃棄物処理法の許可の基準との整合性等）
- ・周辺環境との調和など立地に関する基準の考え方

＜資源循環効果に関する論点＞

- ・用いる循環に係る評価の指標、その算出方法（再資源化率、天然資源代替量など）
- ・評価の際の比較対象（一般的な処理方法とするか認定前の状態とするかなど）
- ・事業により生じる残渣の処理の扱いについて（廃棄物の法令的取り扱い、認定審査時の要件）
- ・再生資源・再生部品が国外への輸出を前提とするものであった場合の考え方
- ・その他の資源循環に関する貢献として評価する考え方

<温室効果ガス排出量の削減効果に関する論点>

- 用いるべき評価指標、その算出方法（廃棄物あたりの排出量、再生部品等あたりの排出量など）
- 評価の際の比較対象（一般的な処理方法との比較、認定前の従前事業との比較など）
- 評価すべき範囲

例えば、

- ✓ 従前の処理方法で焼却 + 発電をしていた場合において、本事業で再生材の供給されることにより、別途、発電のために化石燃料等が使用されることが見込まれる点をどう評価するか。
- ✓ 国外での削減分の評価をどのように扱うか。 等
- それぞれの類型におけるGHG削減効果の評価基準

<その他>

- 地方創生に貢献する観点から、地域の経済・社会の持続的発展に資する取組であることを認定の要件とするか



認定基準の要件を検討するにあたり、特に資源循環効果や温室効果ガス排出量の削減効果の考え方については、技術的・専門的な視点で検討や議論を行う必要があることから、本小委員会の下に「高度再資源事業 認定基準WG」（仮称）を設置して議論いただいてはどうか。

再資源化事業等の高度化に係る認定基準（類型①高度再資源化事業）



類型① 高度再資源化事業

- ◆ 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「**高度再資源化事業**」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

<主な認定基準>

- ◆ 高度再資源化事業の内容が、再資源化により得られる再生部品又は再生資源がその**供給を受ける者の需要に適合している**と認められること、第二項第四号に規定する**指標からみて当該再生部品又は再生資源の大部分が当該者に対して供給されると認められること**その他の環境省令で定める基準に適合するものであること。
(第11条関係)

<類型①の認定基準（省令）に関する論点>

- ・ 需要に応じた資源循環については、製品に使用される再資源化を広域的なエリアで実施し、製造事業者等が行う製品製造工程に供給することを想定していることから、以下のような性状の変化の大きい廃棄物を扱う取組や主として燃料利用や土壌改良等の非循環型の製品の製造はどう扱うべきか。
 - ✓ 通常的环境下で容易に腐敗する等その性状が変化することで生活環境保全上支障が生じるのみならず製品製造工程に供給することが難しいもの（例 生ごみ、し尿等の有機性廃棄物）
 - ✓ 主として燃料や肥料・土壌改良材等として非循環型の製品として循環することが見込めないもの
- ・ 製造事業者等との連携をどのように確認・担保するか（再生部品・再生資源の提供、利用割合等）
- ・ トレーサビリティを確保するための方策
- ・ 収集・運搬における効率化や施設の集約化をどう評価するか

再資源化事業等の高度化に係る認定基準（類型②高度分離・回収事業）



類型② 高度分離・回収事業

- ◆ 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「**高度分離・回収事業**」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「**高度分離・回収事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

<主な認定基準>

- ◆ 高度分離・回収事業の内容が、前項第四号に規定する**指標からみて当該高度分離・回収事業により処分を行う廃棄物の数量に占める当該高度分離・回収事業により回収を行う再生部品又は再生資源の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比して特に高いと認められること**その他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

（第16条関係）

<類型②の対象となる廃棄物・認定基準（省令）に関する論点>

- ・ 省令で定める廃棄物の品目の選定に当たっての考え方をどうするか
例えば、
 - ✓ 今後の廃棄物の発生量の動向、再資源化の困難性、技術の社会実装の状況（実証段階・実装済み）、国策として再資源化・再製品化を進めていくもの
- ・ 廃棄物の品目に応じた再資源化率の考え方など個別の技術的な基準をどのように設定するか
- ・ 分離されたものの活用方法は、製品製造工程に供給されるものが大半であることなど、製品に原材料として活用されるものをどのように評価するか

類型③ 再資源化工程の高度化

- ◆ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「**再資源化工程の高度化**」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「**再資源化工程高度化計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

<主な認定基準>

- ◆ 再資源化工程の高度化の内容が、前項第四号に規定する**指標からみて当該再資源化工程の高度化の後において再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量が当該再資源化工程の高度化の前におけるものと比べて特に少量であると認められることその他の環境省令で定める基準**に適合するものであること。
(第20条関係)

<類型③の認定基準（省令）に関する論点>

- ・ 工程の効率化以外で温室効果ガス削減の取組として評価する点はあるか
- ・ 資源循環の効果はどのように評価するか
- ・ 設備更新の前後での環境負荷の軽減の可能性の観点から、規模や処理能力、対象品目等の限定を設ける必要はないか
- ・ 地域における申請者の既存の取組への評価（例 処理業者の場合は優良産廃処理業者認定等）を考慮すべきではないか